

福祉・介護職員等特定処遇改善における給与改善の具体的内容について

社会福祉法人 歓びの園

支給期間：2019年10月～介護給付費特定処遇改善加算が廃止されるまで

給与改善内容：

(1)、以下の要件に該当するとともに、勤続年数10年以上(※)の常勤職員に月額10,000円を非常勤職員に時給60円を支給する。

(要件)

- ・生活支援員や障害福祉サービス2年以上の経験者のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者。
- ・公認心理師。
- ・サービス管理責任者。

(2)、(1)に該当しない生活支援員、公認心理師、サービス管理責任者資格保有者で常勤職員は月額5,000円を非常勤職員に時給30円を支給する

(3)、(1)及び(2)以外の非常勤職員に対し、時給15円を支給する。

※勤続年数換算は2019年10月1日時点とし、以降は随時該当者が10年に達した翌月より支給する。